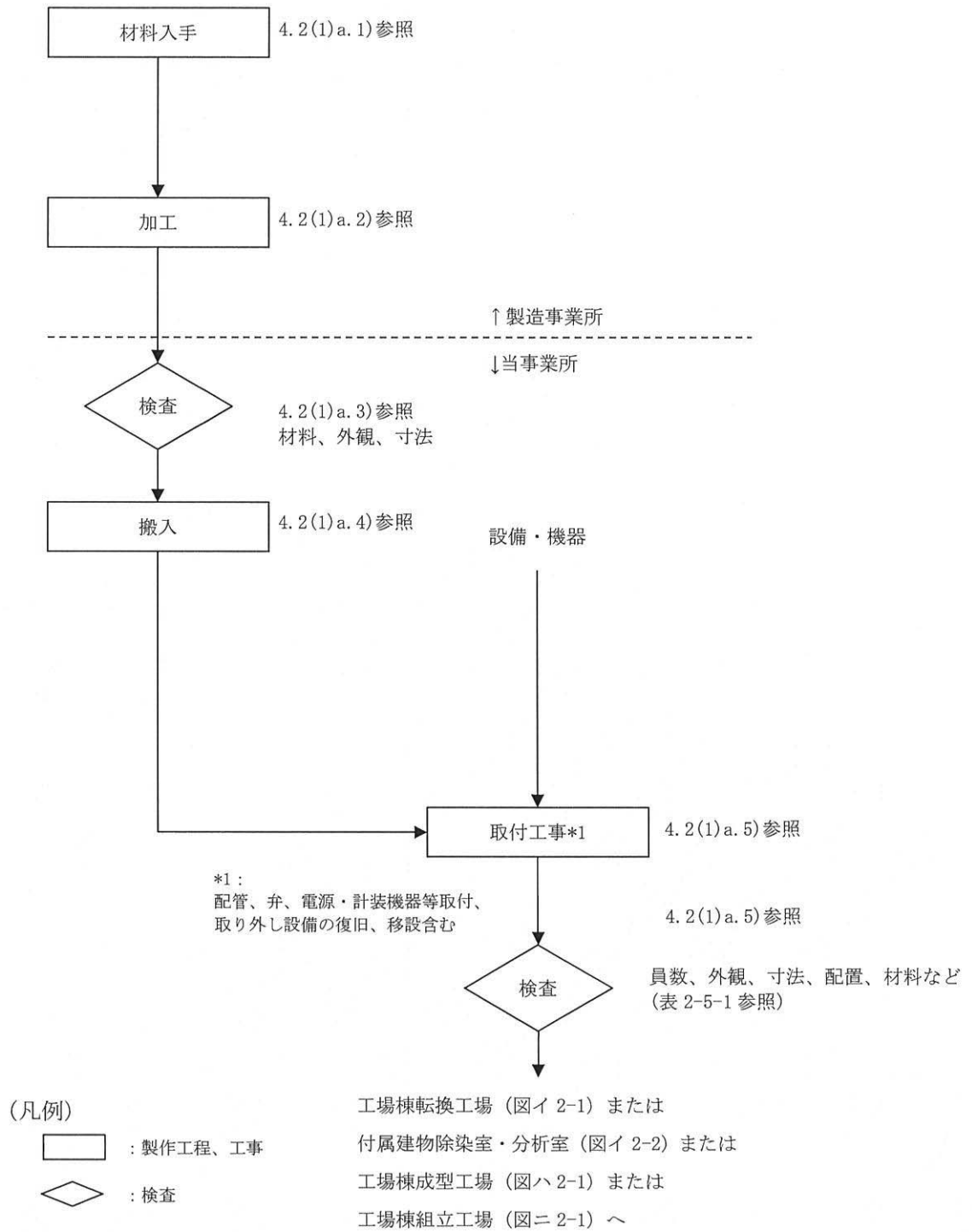
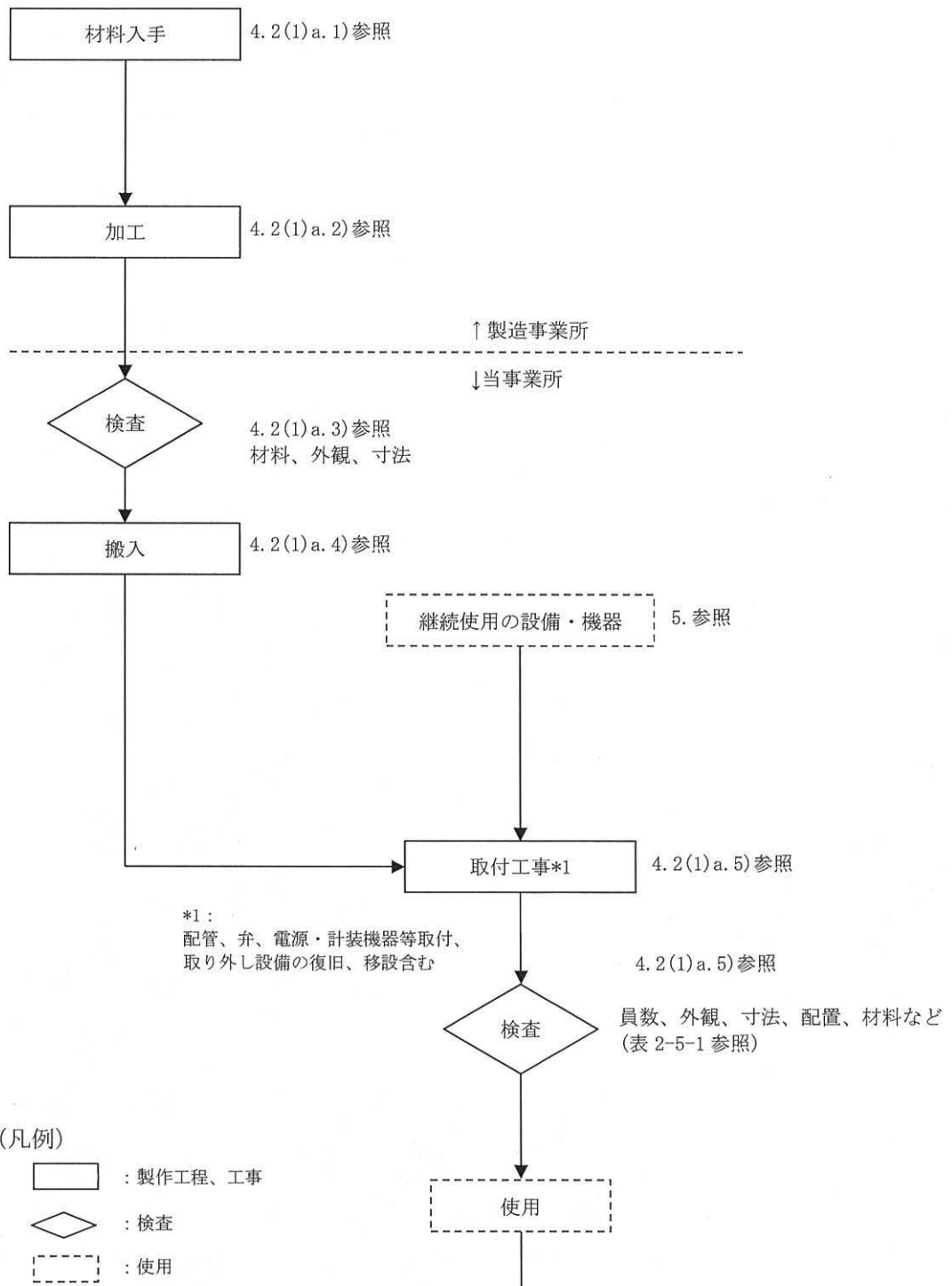


図へ2-2 建物工事と設備工事との関係図 (付属建物容器管理棟)



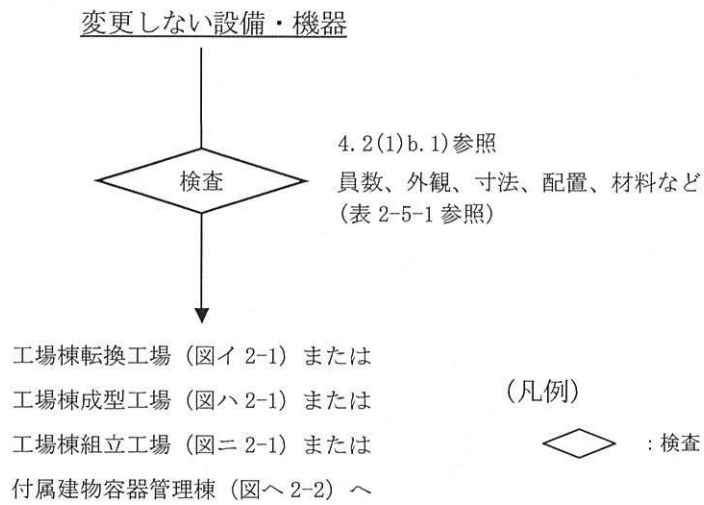
図へ 2-3-1 工事の手順フロー図 (改造する設備・機器)



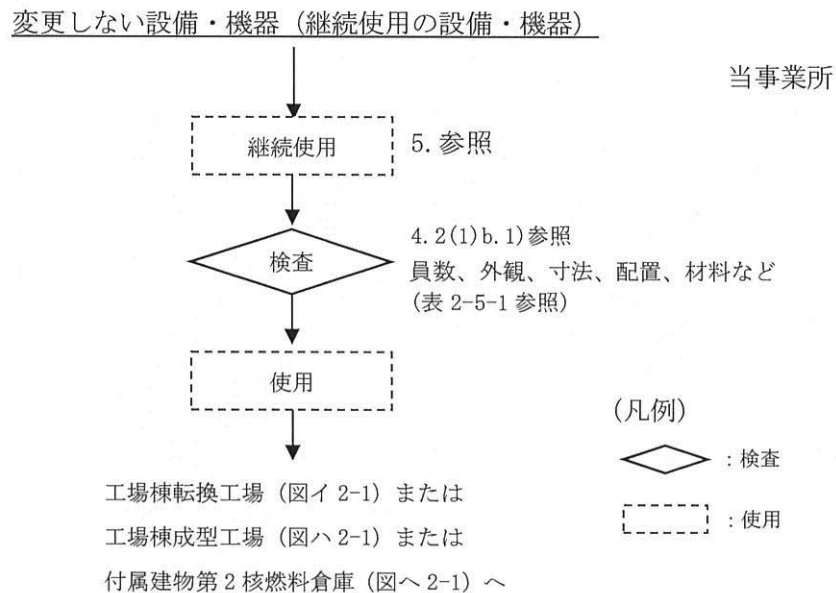
工場棟転換工場 (図イ 2-1) または
工場棟成型工場 (図ハ 2-1) または
工場棟組立工場 (図ニ 2-1) へ

図へ 2-3-2 工事の手順フロー図 (改造する継続使用の設備・機器)

当事業所



図へ 2-4-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)



図へ 2-4-2 工事の手順フロー図 (変更しない継続使用の設備・機器)

4. 3. 準備工事（附属建物原料貯蔵所、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物シリンダ洗浄棟の貯蔵施設）

(1) 手順

今回申請の附属建物原料貯蔵所、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物シリンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ準-1参照）により行う。

工事対象の設備機器から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

取り外した設備・機器は、新規制対応工事において復旧する。復旧する際は新規制基準に適合させる。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 附属建物原料貯蔵所、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物シリンダ洗浄棟には核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 気体廃棄設備は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

工事手順を以下に示す。

- a. 核燃料物質の汚染のおそれのある設備・機器の取り外し、廃棄（解体撤去）に伴い、汚染が拡大するおそれがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。
- b. 取り外し対象の設備・機器は、固定しているボルト等を取り外し、設備・機器を取り外す。取り外した設備・機器は、閉じ込めの機能を維持できるように、ダクト、配管の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。また、対象設備・機器に接続されているダクト、配管についても、設備・機器を取り外した後、閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- c. 取り外す設備・機器を一時保管するために、必要な面積を有する仮置き場所を確保する。取り外す設備・機器は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。
- d. 取り外しする設備・機器のうち、第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。

c. 入退域・放射線管理

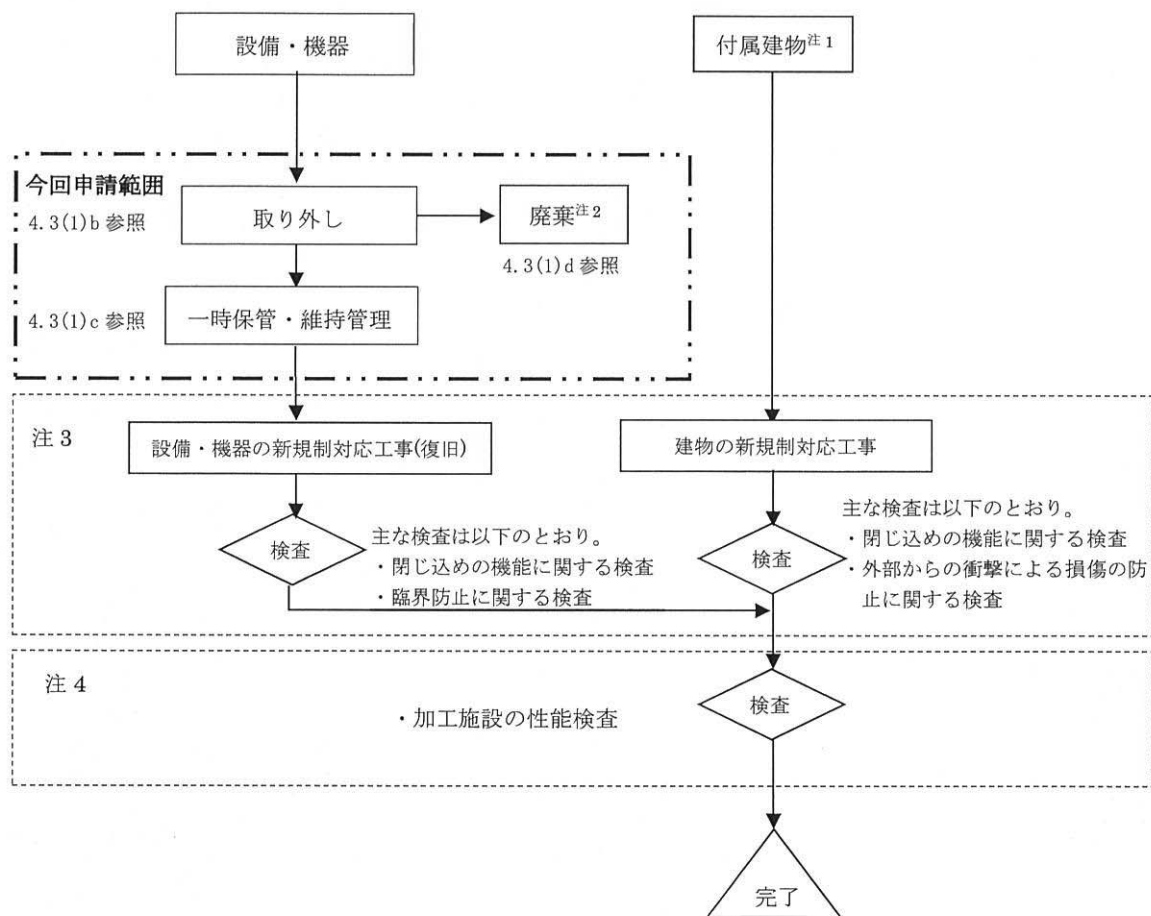
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



注 1：付属建物原料貯蔵所、付属建物シリンダ洗浄棟

注 2：第 1 種管理区域内設備・機器で不要となったものは放射性廃棄物として保管廃棄する。

注 3：建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、建物については今回申請するが、設備・機器については次回以降申請を行う。

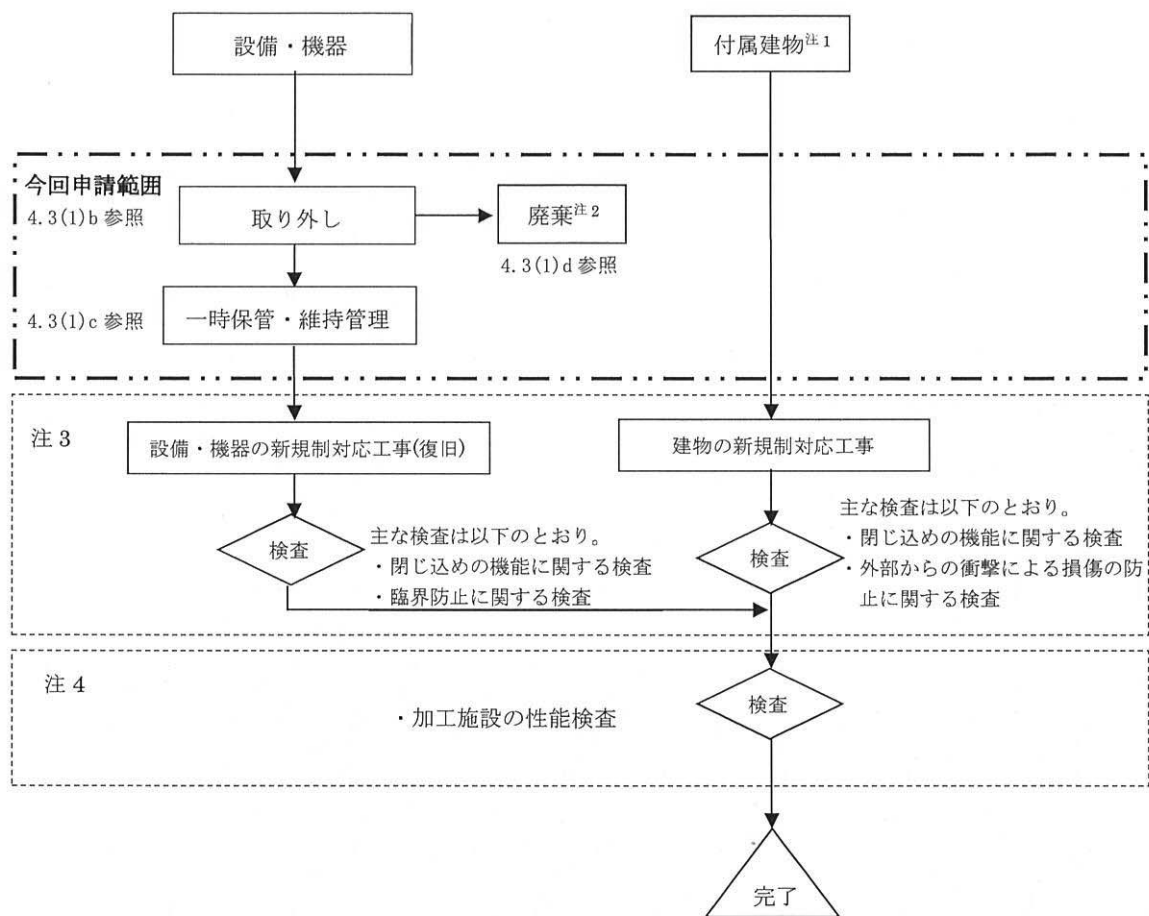
注 4：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図へ準一1 (1/2) 工事の手順フロー図



注 1：付属建物第 3 核燃料倉庫

注 2：第 1 種管理区域内設備・機器で不要となったものは放射性廃棄物として保管廃棄する。

注 3：建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注 4：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図へ準一1 (2/2) 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

付属建物原料貯蔵所は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

大型粉末容器貯蔵架台、大型粉末容器、大型粉末容器用台車、SUS 容器用台車(3)、(4)、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)、電動リフタ、仕上りペレット貯蔵棚、仕上りペレット貯蔵棚用台車、余剰ペレット貯蔵棚、金属缶用台車(1)、ロッドチャンネル用台車(2)、(3)、燃料棒貯蔵棚、トラバーサ、運搬車については、加工施設の維持管理に不可欠な活動である核燃料物質の貯蔵、IAEA 及び原子力規制庁による計量管理に係る査察で使用するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。なお、工事を伴う大型粉末容器貯蔵架台、大型粉末容器用台車、電動リフタ、仕上りペレット貯蔵棚、仕上りペレット貯蔵棚用台車、余剰ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚、トラバーサ、運搬車は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

付属建物原料貯蔵所は、I-2 の検査で適合を確認した後、図へ 1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

大型粉末容器貯蔵架台、大型粉末容器、大型粉末容器用台車、SUS 容器用台車(3)、(4)、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)、電動リフタ、仕上りペレット貯蔵棚、仕上りペレット貯蔵棚用台車、余剰ペレット貯蔵棚、金属缶用台車(1)、ロッドチャンネル用台車(2)、(3)、燃料棒貯蔵棚、トラバーサ、運搬車は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表へ建-1-1 附属建物原料貯蔵所 仕様表 (1/12)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {861} 建物 附属建物 原料貯蔵所 {487} 附属建物 原料貯蔵所 シリンダ貯蔵ピット {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図 (図イ建-1-1) 参照	
機器名	附属建物原料貯蔵所 附属建物原料貯蔵所 シリンダ貯蔵ピット 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能及び耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・ 東側外壁の壁新設補強 原料貯蔵所の東側外壁 (10 通り) に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を新設により補強する ・ 西側外壁の壁新設補強 原料貯蔵所の西側外壁 (1 通り) に新たに鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を新設により補強する ・ 鉄扉新設 原料貯蔵所の既存シャッタを撤去し、鉄扉 (SD-44) を新設する ・ 鉄扉補強 原料貯蔵所の既存鉄扉 (SD-42) を鉄扉補強材により補強する 変更なし ・ シリンダ貯蔵ピット	

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (2/12)

変更内容		<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備 (1) 安全避難通路の増設 原料貯蔵所の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-2. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備 (通信連絡設備 (電話設備)) の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備 (1) 非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・ 緊急対策設備 (1) 誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・ 非常用通報設備 (非常ベル設備) の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・ 非常用通報設備 (放送設備) の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・ 自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備) の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る ・ 消火設備 (消火器) の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備 (屋外消火栓) の改造 変更しない設備である南側屋外消火栓の検査及び西側屋外消火栓の改造により、初期消火における設備の確保を図る
員数		1 式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)、平屋建</p> <p>屋根 : 鉄筋コンクリート造</p> <p>シリンダ貯蔵ピット : 鉄筋コンクリート造 (上部ガイド部は次回以降申請)</p> <p>基礎 : 杭基礎 (本体)、直接基礎 (シリンダ貯蔵ピット)</p>
	主要な構造材	表へ建-2-1 に示す
	寸法 (単位 : m)	<p>(本体) <input type="text"/></p> <p>(シリンダ貯蔵ピット) <input type="text"/></p> <p>延べ床面積 : 約 1,200 m²</p>
	その他の構成機器	遮蔽壁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (3/12)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[4.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨配-1 参照。 ・ 原料貯蔵所領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> □ 工場棟領域 □ シリンダ洗浄棟領域 □ 加工棟領域 ・ 原料貯蔵所領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。なお、第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域については、次回以降申請する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 第2核燃料倉庫領域 □ 第3核燃料倉庫(1)領域 □ 第3核燃料倉庫(2)領域
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心カプレストレストコンクリート杭 □ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m 配置：図へ建-1-10 参照 □ 杭構造・寸法 表へ建-2-1 参照 ・ 原料貯蔵所シリンダ貯蔵ピット{487} <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (4/12)

技術基準に基づく設計(注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第 1 類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所 ・ 耐震重要度分類第 3 類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第 1 類である原料貯蔵所は、耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建 8]</p> <p>原料貯蔵所に設置されている耐震重要度分類第 3 類の各設備(上記[6.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第 1 類の地震力で損傷するが、原料貯蔵所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第 3 類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の原料貯蔵所と同じ耐震重要度分類第 1 類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建 3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、原料貯蔵所の耐震重要度分類は第 1 類とする。</p> <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1、図へ建-1-6~1-15 参照(原料貯蔵所) ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 (シリング貯蔵ピット)(上部ガイド部は次回以降申請) ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>[6.1-建 7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第 3 類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ非-2-8 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ非-4-1 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ非-3-9 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ非-1-9 参照
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (5/12)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建1] (竜巻) <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1、図へ建-1-6~1-13 参照 <ul style="list-style-type: none"> ◦ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、原料貯蔵所の保有水平耐力が上回る構造とする。 ◦ 原料貯蔵所の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ◦ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。
		[8.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。
		[8.1-建3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。
		[8.1-建4] (降水) 降水時に建物内に雨水の流入を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図へ建-1-7、1-8 参照) ◦ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 ◦ 屋根に防水層を施工し雨漏りを防止
		[8.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。
		[8.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図へ建-1-8 に示すように最大で約 9.8m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。
		[8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (6/12)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 7] (火山の影響) 表へ建-2-1 に示す原料貯蔵所の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 28cm (約 168cm の積雪に相当) の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図へ建-1-8 参照)</p> <p>[8.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の隔離距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの隔離距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象：図へ建-1-6 参照 ・ 各評価対象の隔離距離：図へ建-1-5-2(1/9)～(9/9)参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (7/12)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 原料貯蔵所は、表へ建-2-1 に示す主要な構造材、鉄扉(図へ建-1-4、1-6、1-8 参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 原料貯蔵所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、原料貯蔵所は第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-3 参照)</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(煙):18 個 □ 警報設備(ベル):3 個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-9 参照 <p>[11.1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P型):3 個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-9 参照 <p>[11.1-建 3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器 10 型:10 本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-13 参照 <p>[11.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894, 897}は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓:不凍式2基(原料貯蔵所の近傍)(図リ非-4-1 参照) □ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1 参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-4 参照

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (8/12)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の原料貯蔵所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-1に示す。 <p>[11.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図へ建-1-5のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建 4] 原料貯蔵所各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図へ建-1-5-1 参照 <p>[11.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図へ建-1-6 参照 ・ 設置設備の材料 図へ建-1-5-1 参照 <p>[11.3-建 7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[11.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (9/12)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	<p>[13.1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置 図リ非-1-9 参照 <p>[13.1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(14台)及び誘導灯(7個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置 図リ非-1-9 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建 1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22.1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁(屋内に設置する遮蔽壁を含む)及び屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図へ遮-1、2 参照 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[22.2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	—

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (10/12)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備(電話設備)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">有線式*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> <p>[24.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) ◦ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ◦ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	○	-	○		有線式*3	○	-	○		無線式	-	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	-	○	警報設備(ベル)*5	○	-	○	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																																
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-																																																	
	放送設備*2	○	○	○																																																	
	通信連絡設備(電話設備)	○	-	○																																																	
	有線式*3	○	-	○																																																	
	無線式	-	-	○																																																	
自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	-	○																																																	
	警報設備(ベル)*5	○	-	○																																																	
設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																																	
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																																	
	誘導灯	○	-	○																																																	
通信連絡設備	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の放送設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)): 3台 ◦ 通信連絡設備(電話設備): 有線式1台、無線式1台 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備): 1個 ・ 設置設備の配置 図り非-2-8参照 																																																				

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (11/12)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3]</p> <p>更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、原料貯蔵所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> 図へ建-1-4 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 原料貯蔵所 <p>建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</p> □ 原料貯蔵所の外壁(鉄筋コンクリート) <p>壁新設補強(東側、西側)により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</p> □ 原料貯蔵所の鉄扉、シャッター <p>鉄扉の補強又は、シャッターを撤去し鉄扉を新設することにより終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</p> <p>[99-建 5]</p> <p>敷地境界から原料貯蔵所までの距離は 210m であるため、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物のうち、軽トラック(最大飛散距離約 160m)は飛来しない。プレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)は飛来する恐れがあるが、外壁・屋根、及び鉄扉は貫通しない。</p> <p>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。</p> <p>また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (12/12)

添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図へ建-1-1 付属建物 原料貯蔵所 補強箇所説明図 図へ建-1-2 付属建物 原料貯蔵所 建物の補強工事と各影響評価との関係 図へ建-1-3 付属建物 原料貯蔵所 管理区域区分図 図へ建-1-4 付属建物 原料貯蔵所 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防護ライン 図へ建-1-5 付属建物 原料貯蔵所 火災区域図 図へ建-1-5-1 付属建物 原料貯蔵所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧 図へ建-1-5-2(1/9) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(1) 図へ建-1-5-2(2/9) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(2) 図へ建-1-5-2(3/9) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(3) 図へ建-1-5-2(4/9) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(4) 図へ建-1-5-2(5/9) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(5) 図へ建-1-5-2(6/9) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(6) 図へ建-1-5-2(7/9) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(7) 図へ建-1-5-2(8/9) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(8) 図へ建-1-5-2(9/9) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(9) 図へ建-1-6 付属建物 原料貯蔵所 平面図 図へ建-1-7 付属建物 原料貯蔵所 屋根伏図 図へ建-1-8 付属建物 原料貯蔵所 立面図 図へ建-1-9 付属建物 原料貯蔵所 断面図 図へ建-1-10 付属建物 原料貯蔵所 基礎伏図 図へ建-1-11 付属建物 原料貯蔵所 クレーン梁伏図 図へ建-1-12 付属建物 原料貯蔵所 R階 梁伏図 図へ建-1-13 付属建物 原料貯蔵所 1,10 通り 軸組図 図へ建-1-14 付属建物 原料貯蔵所 補強詳細図 図へ建-1-15 付属建物 原料貯蔵所 シリンダ貯蔵ピット詳細図 図へ遮-1 付属建物 原料貯蔵所 遮蔽関係図(建物平面) 図へ遮-2 付属建物 原料貯蔵所 遮蔽関係図(建物断面) 図リ非-1-9 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(原料貯蔵所) 図リ非-2-8 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (原料貯蔵所) 図リ非-3-9 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(原料貯蔵所) 図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ非-4-4 原料貯蔵所 消火栓からのアクセスルート 図リ非-4-13 消火設備 消火器(原料貯蔵所) 図臨配-1 臨界管理上の領域区分
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表へ建-1-2 附属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{864} 附属建物容器管理棟独立遮蔽壁
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1-1) 参照
機器名		附属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)
変更内容		新設 ・ 附属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 容器管理棟メンテナンス室の室内に独立遮蔽壁を新設する
員数		1式
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表へ建-2-2 に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> (設計GLからの高さ)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 容器管理棟 独立遮蔽壁(5) {864} ▫ 支持方法 ▫ 基礎底版下端面から深さ1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 80kN/m ² 以上、短期許容応力度 160kN/m ² 以上 地盤種類: 地表近くのローム層 [5.1-建2] 容器管理棟独立遮蔽壁(5)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。
	地震による損傷の防止	[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第3類 ▫ 容器管理棟 独立遮蔽壁(5) [6.1-建5] ・ 位置、構造、寸法、材料: 表へ建-2-2、図へ建-2 参照 ・ 一次設計 ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(0.2G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。
津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。	

表へ建-1-2 附属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-2、図へ建-2 参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生応力に対し、容器管理棟独立遮蔽壁(5)の各部に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。また、F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生接地圧は、短期地耐力が基礎底板接地圧を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建9] (森林火災)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突)</p> <p>事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-建1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表へ建-2-2 に示す)
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1]</p> <p>通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1]</p> <p>検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	[22.1-建1]図へ建-2 に示す厚さを有する壁を施設	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 仕様表 (3/3)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)荷重に対し、容器管理棟独立遮蔽壁(5)の各部に作用する終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。また、終局接地耐力は、基礎底板接地圧を上回る。 □ 容器管理棟 独立遮蔽壁(5)の外壁(鉄筋コンクリート)</p> <p>[99-建 5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、容器管理棟独立遮蔽壁(5)は貫通しない構造とする。</p>
<p>添付図</p>	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図へ建-2 付属建物 容器管理棟 独立遮蔽壁(5) 基礎伏図及び断面図</p>

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 建 1 を示す。

[5.2.1-建 1]は、加工施設の技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 建 1 を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

表へ建-1-3 仕様表（附属建物容器管理棟（鉄扉新設））（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{863} 建物 附属建物容器管理棟（鉄扉新設）
設置場所	敷地内建物配置図（図イ建-1-1）参照	
機器名	附属建物容器管理棟（鉄扉新設）（SD-221：図イ建-3-2 参照）	
変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐竜巻能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉新設 鉄扉（SD-221）を新設する。なお、容器管理棟保管室前室の既存シャッタは残置する	
員数	1 式	
一般仕様	型式	鉄扉 : <input type="text"/>
	主要な構造材	表へ建-2-3 に示す
	寸法（単位：m）	（鉄扉） <input type="text"/> 厚さ 外側： <input type="text"/> 内側： <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建 3] 鉄扉（SD-221）は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表へ建-1-3 仕様表 (附属建物容器管理棟 (鉄扉新設)) (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)来襲時に附属建物容器管理棟の鉄扉 (SD-221:竜巻防護ライン対象部位)は終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。(図イ建-3-2 参照) 	
添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図イ建-3-1 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-3-2 工場棟、放射線管理棟、附属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階) 図イ建-3-3 工場棟、放射線管理棟、附属建物 建具表 図イ建-3-4 工場棟、附属建物 鉄扉概要図</p>	

注 加工施設の技術基準に関する規則に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建 1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1を示す。

表へ建-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(1/3)

<p>建物の種類</p>	<p>(1)付属建物原料貯蔵所</p> <p>①原料貯蔵所 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 壁：鉄筋コンクリート（北面及び南面）、プレキャストコンクリートパネル（東面及び西面） 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎（地下ピットがない部分） 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層</p> <p>②原料貯蔵所床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地表近くのローム層</p> <p>③シリンダ貯蔵ピット 構造：構造スラブ造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>
<p>主要な構造材</p>	<p>(1)付属建物原料貯蔵所</p> <p>①鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） 既設基礎梁、既存床：設計基準強度 23.5N/mm² 新設基礎部：設計基準強度 24.0N/mm²</p> <p>②外壁：上記の鉄筋コンクリート（北面及び南面） プレキャストコンクリートパネル（北面(9-10 通り間)、東面及び西面）</p> <p>③鉄骨：JIS G3192 に定めるH形鋼</p> <p>④屋根：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>⑤床：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>⑥杭 <u>既設部</u> 種類：JIS A5372 に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ：□m 杭径寸法：□mm 杭先端深度：設計 GL から-8.35m 及び 9.21m</p> <p><u>新設部</u> 種類：鋼管杭（国交省認定番号：TACP-0126） 杭長さ：□m 杭径寸法：□mm 杭先端深度：設計 GL から-7.3m</p> <p>(2)原料貯蔵所床</p> <p>①鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） 既設基礎梁、既存床：設計基準強度 23.5N/mm²</p> <p>(3)シリンダ貯蔵ピット</p> <p>①鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） ピット基礎梁、ピット床：設計基準強度 20.6N/mm²</p>

(参考)

添付説明書-建2-III

添付説明書-建3-III

表へ建-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(2/3)

付属建物原料貯蔵所シリンダ貯蔵ピットの基本仕様

基本仕様	(1)シリンダ貯蔵ピット ①鉄筋コンクリート 壁厚：□mm 上部スラブ厚：□mm 底版厚：□mm 鉄筋：D10、D13 (□)
------	--------------------------------------------------------------------------------

(参考)

付属建物原料貯蔵所シリンダ貯蔵ピット詳細図：図へ建-1-15

耐震性能及び耐竜巻性能向上に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	(1)本体 4-a. 東側外壁の壁新設補強 (10 通り) 新設壁厚さ：□mm、□mm 柱増打ち厚さ：□mm 梁増打ち厚さ：□mm 基礎梁増打ち厚さ：□mm 鉄筋：D10、D13 (□)、D19、D22 (□) あと施工アンカー：D13、D16 (□)、D19 (□) 新設杭：□mm (鋼管杭) 新設基礎：鉄筋コンクリート □mm×□mm 鉄筋：D13、D16 (□)、D19 (□) あと施工アンカー：D19 (□) 4-b. 西側外壁の壁新設補強 (1 通り) 新設壁厚さ：□mm 柱増打ち厚さ：□mm 梁増打ち厚さ：□mm 基礎梁増打ち厚さ：□mm 鉄筋：D10、D13 (□)、D22、D25 (□) あと施工アンカー：D13、D16 (□)、D19 (□)	(1)本体 4-a. 図へ建-1-6、 10~14 4-b. 図へ建-1-6、 10~14 (参考) 図へ建-1-1 添付説明書-建 2-III
耐竜巻性能向上	(1)本体 4-c. 鉄扉新設 鋼板：板厚 □ (□) 4-d. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨：平鋼 □ (□) 他	(1)本体 4-c. 図へ建-1-4、 6、8 4-d. 図へ建-1-4、 6、8 (参考) 図へ建-1-1 添付説明書-建 3-III

表へ建-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
4-a. 東側外壁の壁新設補強	新設	鉄筋：D10、D13、D16 鉄筋：D19、D22 あと施工アンカー：D13、D16 あと施工アンカー：D19	
4-b. 西側外壁の壁新設補強	新設	鉄筋：D10、D13 鉄筋：D22、D25 あと施工アンカー：D13、D16 あと施工アンカー：D19	
4-c. 鉄扉新設	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/>	
4-d. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材 平鋼 <input type="text"/> 角棒 <input type="text"/> 角棒 <input type="text"/>	

(参考)

添説建 2-III. 1. 6-1 表~6-15 表

添説建 3-III. 1. 4-1 表

表へ建-2-2 附属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 主要な構造材の仕様表

構築物の種類	(1)独立遮蔽壁(5) 構造：鉄筋コンクリート造 基礎：直接基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 80kN/m ² 以上、短期許容応力度 160kN/m ² 以上の地表近くのローム層
主要な構造材	(1)独立遮蔽壁(5) ①鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート(密度：2.05g/cm ³ 以上) 新設躯体全般：設計基準強度 24.0N/mm ²

(参考)

添付説明書-建3-VIII

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
構造材基本仕様	(1)独立遮蔽壁(5) 5-a. 独立遮蔽壁(5)の新設 ①鉄筋コンクリート 遮蔽壁厚さ : <input type="text"/> mm 遮蔽壁高さ : <input type="text"/> mm (設計 GL から) 遮蔽壁合計長さ : <input type="text"/> mm 基礎部幅 : <input type="text"/> mm 地盤改良 (長期地耐力 80kN/m ²) 鉄筋 : D19 及び D22 (<input type="text"/>)	(1)独立遮蔽壁(5) 5-a. 図へ建-2 (参考) 添付説明書-建3-VIII

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
5-a. 独立遮蔽壁(5)の新設	新設	鉄筋 : D19、D22	<input type="text"/>

(参考)

添付説明書-建3-VIII

表へ建-2-3 付属建物容器管理棟（鉄扉新設）主要な構造材の仕様表

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様（工事番号及び工事名称）	対象図面
耐竜巻性能向上	(1) 付属建物容器管理棟 5-b. 鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm 他 (<input type="text"/>)	(1) 本体 5-b. 図イ建-3-2~4 (参考) 図イ建-3-1 添付説明書-建 3-IX

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
5-b. 鉄扉新設	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側)	<input type="text"/>

(参考)

添付説明書-建 3-IX

表へ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物原料貯蔵所)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容	
原料貯蔵所	1階	東側 (10通り)	原料貯蔵所 外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3竜巻防護ライン	プレキャストコンクリート (内側)		図へ建-1-6	既設	
				RC(外側) GLより4915h以上				
				RC(外側) GLより4915hまで				
				鉄扉(SD-42)+ 鉄扉(SD-44)				
		西側 (10通り)	原料貯蔵所 外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3竜巻防護ライン	RC		図へ建-1-6	既設	
				プレキャストコンクリート (内側)				
		北側 (10通り)	原料貯蔵所 (1-9通り間)	RC(外側)		図へ建-1-6	新設	
				RC				
		北側 (10通り)	原料貯蔵所 (9-10通り間)	RC GLより4185h以上		図へ建-1-8	既設	
				プレキャストコンクリート GLより4185hまで				
		屋根	床	第2種管理区域境界 火災区域境界 F3竜巻防護ライン		RC	図へ建-1-7	既設
						土間コンクリート		

表へ建-3-2 建物の各部位の仕様表 (付属建物容器管理棟 (鉄扉新設))

建物名称	階	境界位置	部位		材質	主な寸法 (mm) 厚、高	図番号 (グレー部分の図番号は四角申請の 図番号)	工事 内容	
			境界位置	部位					
客 体 管 理 棟 本 体	西側 (Y8通り)	保管室と屋外との境界 (X1-Y8通り間)	外壁 第2種管理区境界 火災区境界 F3電巻防護ライン	RC	RC (内側)			既設	
		保管室と屋外との境界 (Y6-Y8通り間)							RC (外側)
	西側 (Y6通り)	保管室とメンテナンス室との境界 (X1-X3通り間)	他の建物との境界 第2種管理区境界 火災区境界 F3電巻防護ライン	RC	RC				既設
		保管室と屋外との境界 (Y6-Y7 通り間)							
	北側 (X3通り)	保管室との境界 (Y6-Y7 通り間)	外壁 第2種管理区境界 火災区境界 F3電巻防護ライン	RC	シャッタ (前室側)				既設
		保管室と前室との境界 (Y7-Y8通り間)							
	床	保管室の床 (Y6-Y8通り間) (X1-X3通り間)	第2種管理区境界 火災区境界 F3電巻防護ライン	土間コンクリート					既設
		保管室の床 (Y6-Y8通り間) (X1-X3通り間)							
	屋根	前室と屋外との境界 (X3-Y3 通り間)	外壁 第2種管理区境界 火災区境界 F3電巻防護	サイディング (外側)					既設
		前室と屋外との境界 (Y7-Y8通り間)							
	南側 (X3通り)	保管室との境界 (Y7-Y8通り間)	代官室との境界 火災区境界 F3電巻防護ライン	RC					既設
		前室との境界 (X3-Y3 通り間)							
南側 (Y7 通り)	前室と屋外との境界 (X3-Y3 通り間)	外壁 第2種管理区境界 火災区境界 F3電巻防護	サイディング (外側)					既設	
	前室との境界 (Y7-Y8通り間) (X3-Y3 通り間)								耐火被覆材 (内側)
床	前室の床 (Y7-Y8通り間) (X3-Y3 通り間)	第2種管理区境界 火災区境界 F3電巻防護	土間コンクリート					既設	
	前室の床 (Y7-Y8通り間) (X3-Y3 通り間)								鉄扉 (SU-68)
屋根	前室との境界 (Y7-Y8通り間)	外壁 第2種管理区境界 火災区境界 F3電巻防護	シャッタ (前室側)					既設	
	前室との境界 (X3-Y3 通り間)								鉄扉 (SU-221) (保管室側)
南側 (X3通り)	保管室との境界 (Y7-Y8通り間)	代官室との境界 火災区境界 F3電巻防護ライン	ALC					既設	
	前室との境界 (Y7-Y8通り間) (X3-Y3 通り間)								鉄扉 (SU-68)

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四角申請書の図番号を示す)

表へ建-4-1 附属建物原料貯蔵所 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲) (1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[4.2-建 1] 原料貯蔵所領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。	・第3核燃料倉庫{858}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	[6.1-建 5] (シリンダ貯蔵ピット) 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。	シリンダ貯蔵ピット{487}の上部ガイド部
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	—	—
火災等による損傷の防止	[11.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ² ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
溢水による損傷の防止	—	—
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	—	—
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[24.1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。 [24.1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統){888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

表へ建-4-2 附属建物容器管理棟（鉄扉新設）仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）（1/1）

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様 ^{*1}	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	—	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
溢水による損傷の防止	—	—
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	—	—
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統){888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

*1: 設計番号は、四次申請(令和2年3月13日付)の設計番号を記載している

表へ設-1 シリンダ貯蔵架台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{491} 原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵架台
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 原料倉庫 (2) 工場棟 転換工場 原料倉庫 (3) 工場棟 転換工場 原料倉庫	
機器名	原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵架台 (1) シリンダ貯蔵架台 (1) (2) シリンダ貯蔵架台 (2) (3) シリンダ貯蔵架台 (3)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため改造した機器を新規に製作し更新する。 (2) 改造 ・耐震補強のため改造した機器を新規に製作し更新する。 (3) 改造 ・耐震補強のため改造した機器を新規に製作し更新する。	
員数	1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	縦置式
	主要な構造材	別表へ設-1
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 固体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{491} [4.2-設 1] 貯蔵架台の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵架台を固定する。 (UF ₆ シリンダで担保) (図臨配-2、図臨転-105)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-1 シリンダ貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度で分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {491} シリンダ貯蔵架台 第1類 シリンダ貯蔵架台(1), (2)部材: [] [] シリンダ貯蔵架台(1), (2)アンカーボルト: [] [] (新規) シリンダ貯蔵架台(3)部材: [] [] シリンダ貯蔵架台(3)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(100mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 14] UF ₆ シリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 52,182kgU (UF ₆ シリンダ×34) [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-1、図へ設-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表へ設-2 シリンダ転倒装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{493} 原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置
設置場所		工場棟 転換工場 原料倉庫
機器名		原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 ・ 火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	シリンダ回転式
	主要な構造材	別表へ設-2
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 固体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{493} [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (UF ₆ シリンダで担保) (図臨配-2、図臨転-106)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-2 シリンダ転倒装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [493] シリンダ転倒装置 第1類 シリンダ転倒装置部材: <input type="text"/> シリンダ転倒装置アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] シリンダの落下を防止する(ベルト固縛)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(100mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設14] UF ₆ シリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-1、図へ設-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-3 天井走行クレーン（転換 5t）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{494} 原料貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所	工場棟 転換工場 原料倉庫	
機器名	原料貯蔵設備 天井走行クレーン（転換 5t）	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-3
	寸法（単位：mm）	定格 <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UF6 固体
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{494} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 減速度 $H/U=0.088$ 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の走行レールに設置する。

表へ設-3 天井走行クレーン（転換 5t）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {494}天井走行クレーン（転換 5t） 第 1 類 天井クレーン主桁部材： <input type="text"/> サドル部材： <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がないよう容器やケーシングで覆う構造とする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 14] UF6 シリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う飛散物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する（定格荷重：5t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても F3 竜巻に耐えるようクレーンの支持部を設計する。	
添付図	図へ配-1、図へ設-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-4 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{495} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器貯蔵架台	
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名		粉末貯蔵設備 大型粉末容器貯蔵架台 (1) 大型粉末容器貯蔵架台 (1) (2) 大型粉末容器貯蔵架台 (2) (3) 大型粉末容器貯蔵架台 (3) (4) 大型粉末容器貯蔵架台 (4) (5) 大型粉末容器貯蔵架台 (5) (6) 大型粉末容器貯蔵架台 (6)	
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため改造した機器を新規に製作し更新する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため改造した機器を新規に製作し更新する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため改造した機器を新規に製作し更新する。 (4) 改造 ・ 耐震補強のため改造した機器を新規に製作し更新する。 (5) 改造 ・ 耐震補強のため改造した機器を新規に製作し更新する。 (6) 改造 ・ 耐震補強のため改造した機器を新規に製作し更新する。	
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基	
一般仕様	型式	大型容器固定式	
	主要な構造材	別表へ設-4	
	寸法 (単位: mm)	(1)	
		(2)	
		(3)	
	(4)		
	(5)		
	(6)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末	

表へ設-4 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表 (2/3)

<p>技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>{495} [4.2-設 1] 貯蔵架台の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵架台を固定する。 (大型粉末容器で担保) (図臨配-2、図臨転-107)</p>
<p>技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。</p>
<p>技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {495} 大型粉末容器貯蔵架台 第1類 大型粉末容器貯蔵架台 (1) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (1) アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規) 大型粉末容器貯蔵架台 (2) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (2) アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規) 大型粉末容器貯蔵架台 (3) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (3) アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規) 大型粉末容器貯蔵架台 (4) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (4) アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規) 大型粉末容器貯蔵架台 (5) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (5) アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規) 大型粉末容器貯蔵架台 (6) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (6) アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p>

表へ設一4 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 大型粉末容器を貯蔵架台に保持する。(チェーン固縛)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 37,026kgU(大型粉末容器×60) [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配一1、図へ設一4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-5 大型粉末容器 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{496} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器	
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名		粉末貯蔵設備 大型粉末容器	
変更内容		変更なし	
員数		72 基 但し、保安規定に基づき仕様数量を 60 基とする。	
一般仕様	型式	可動大型容器式	
	主要な構造材	別表へ設-5	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{496} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下	
	安全機能を有する施設の地盤	-	

表へ設-5 大型粉末容器 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設2] 容器蓋はパッキン () を介した構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がないよう容器やケーシングで覆う構造とする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ配-1、図へ設-5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-6 大型粉末容器用台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{497} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器用台車
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 大型粉末容器用台車
変更内容		改造 ・ 容器の転倒防止のため、部材を追加する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	別表へ設-6
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{497} (大型粉末容器で担保) [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-1)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-6 大型粉末容器用台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(容器転倒防止:ストッパー、補助輪、アウトリガー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の運搬時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-6	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-7 仕掛品貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {498} 粉末貯蔵設備 仕掛品貯蔵棚
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	粉末貯蔵設備 仕掛品貯蔵棚 (1) 仕掛品貯蔵棚(1) (2) 仕掛品貯蔵棚(2) (3) 仕掛品貯蔵棚(3)	
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-7
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、ADU 粉末、UO ₄ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{498} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-102)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設一7 仕掛品貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {498}仕掛品貯蔵棚 第1類 部材: <input type="text"/> , <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1200kgU (SUS容器×150) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配一1、図へ設一7	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-8 SUS容器用台車(3)仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{500} 粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3)
変更内容		変更なし
員数		2台
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表へ設-8
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{500} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。 (図臨台-1)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-8 S U S 容器用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-8	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-9 SUS容器用台車(4)仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {501} 粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(4)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(4)	
変更内容	変更なし	
員数	1台	
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表へ設-9
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、ADU粉末、UO ₄ 粉末、ADUケーキ、UO ₄ ケーキ
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{501} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。 (図臨台-1)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-9 SUS容器用台車(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-9	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設 1を示す。

表へ設-10 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{502} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 	
員数	1 基	
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-10
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{502} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 （単一ユニット） 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 （複数ユニット） 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5（含水率 1.6%）以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 （図臨配-2、図臨転-101）
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-10 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {502}スクラップ貯蔵棚（粉末用） 第1類 部材： <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> （新規）
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量： 1,536kgU（SUS容器×96） [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-10	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-11 運搬台車 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {504} 粉末貯蔵設備 運搬台車
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室 (7) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 運搬台車 (1) 運搬台車(1) (2) 運搬台車(2) (3) 運搬台車(3) (4) 運搬台車(4) (5) 運搬台車(5) (6) 運搬台車(6) (7) 運搬台車(7)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ ポリ容器を撤去し、SUS 容器による運用に変更する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ ポリ容器を撤去し、SUS 容器による運用に変更する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ ポリ容器を撤去し、SUS 容器による運用に変更する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (4) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ ポリ容器を撤去し、SUS 容器による運用に変更する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (5) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ ポリ容器を撤去し、SUS 容器による運用に変更する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (6) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ ポリ容器を撤去し、SUS 容器による運用に変更する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (7) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ ポリ容器を撤去し、SUS 容器による運用に変更する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
員数		7 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基 (7) 1 基

表へ設-11 運搬台車 仕様表 (2/3)

一般仕様	型式	多段式							
	主要な構造材	別表へ設-11							
	寸法 (単位: mm)	(1) <table border="1" data-bbox="683 398 917 589"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>							
その他の構成機器	—								
その他の性能	—								
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末								
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{504} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-104)							
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。							

表へ設-11 運搬台車 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {504} 運搬台車 第 1 類 部材: <input type="checkbox"/> アンカーボルト: <input type="checkbox"/> 、 <input type="checkbox"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。 [10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 2,240kgU (金属容器 (粉末) × 70 又は SUS 容器 × 140) [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-12 中間仕掛品一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{507} 粉末貯蔵設備 中間仕掛品一時貯蔵棚	
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名		粉末貯蔵設備 中間仕掛品一時貯蔵棚 (1) 中間仕掛品一時貯蔵棚(1) (2) 中間仕掛品一時貯蔵棚(2)	
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。	
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	多段式	
	主要な構造材	別表へ設-12	
	寸法(単位:mm)	(1)	<input type="text"/>
		(2)	
	その他の構成機器	-	
その他の性能	-		
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{507} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-103)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	

表へ設-12 中間仕掛品一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (507)中間仕掛品一時貯蔵棚 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がない容器構造とする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 384kgU(金属容器(粉末)×24) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-12	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-13 金属容器（粉末）用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{509} 粉末貯蔵設備 金属容器（粉末）用台車(1)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 金属容器（粉末）用台車(1)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表へ設-13
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{509} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー（15.5cm 以上）を設ける。 （図臨台-1）
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-13 金属容器(粉末)用台車(1)仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-14 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{510} 粉末貯蔵設備 粉末一時貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		粉末貯蔵設備 粉末一時貯蔵棚 (1) 粉末一時貯蔵棚(1) (2) 粉末一時貯蔵棚(2) (3) 粉末一時貯蔵棚(3) (4) 粉末一時貯蔵棚(4)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (4) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-14
	寸法 (単位 : mm)	(1) 2, 780L×340W×2, 100H (2) 2, 200L×340W×2, 100H (3) 2, 780L×340W×2, 100H (4) 2, 780L×340W×2, 100H
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{510} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-91、図臨成-92)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-14 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [510] 粉末一時貯蔵棚 第1類 粉末一時貯蔵棚(1), (3), (4)部材: <input type="text"/> 粉末一時貯蔵棚(1), (3), (4)アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 粉末一時貯蔵棚(2)部材: <input type="text"/> 粉末一時貯蔵棚(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 1,216kgU(金属容器(粉末)又はSUS容器×76)	
添付図	図へ配-2、図へ設-14	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-15 金属容器（粉末）用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{513} 粉末貯蔵設備 金属容器（粉末）用台車(2)
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	粉末貯蔵設備 金属容器（粉末）用台車(2)	
変更内容	変更なし	
員数	2 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-15
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{513} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー（15.5cm 以上）を設ける。 （図臨台-2）
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-15 金属容器(粉末)用台車(2)仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-15	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-16 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {514} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (6) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (7) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (8) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (9) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (10) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (11) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (12) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (13) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (14) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (15) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (16) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) (2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) (3) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3) (4) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4) (5) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (5) (6) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (6) (7) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (7) (8) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (8) (9) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (9) (10) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (10) (11) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (11) (12) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (12) (13) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (13) (14) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (14) (15) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (15) (16) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (16)

表へ設-16 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 仕様表（2/4）

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(4) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(5) 変更なし</p> <p>(6) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(7) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(8) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(9) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(10) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(11) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(12) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(13) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(14) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(15) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p> <p>(16) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。</p>
<p>員数</p>	<p>16 基</p> <p>(1) 1 基</p> <p>(2) 1 基</p> <p>(3) 1 基</p> <p>(4) 1 基</p> <p>(5) 1 基</p> <p>(6) 1 基</p> <p>(7) 1 基</p> <p>(8) 1 基</p> <p>(9) 1 基</p> <p>(10) 1 基</p> <p>(11) 1 基</p> <p>(12) 1 基</p> <p>(13) 1 基</p> <p>(14) 1 基</p> <p>(15) 1 基</p> <p>(16) 1 基</p>

表へ設-16 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 仕様表（4/4）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [514] スクラップ貯蔵棚（粉末用） 第1類 スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)～(4), (7)～(16)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)～(4), (7)～(16)アンカーボルト： ： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> （新規） スクラップ貯蔵棚（粉末用）(5)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(5)アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(6)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(6)アンカーボルト： ： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> （新規）
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（落下防止バー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位（60mm）より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量： 5,120kgU（金属容器（粉末）又はSUS容器×320）	
添付図	図へ配-2、図へ設-16	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。


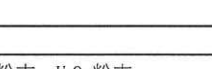
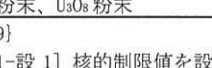
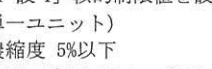
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-17 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（作業室(2)）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） {529} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (3) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (4) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2)
機器名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（作業室(2)） (1) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) (2) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2) (3) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(3) (4) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(4)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (4) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-17
	寸法（単位：mm）	(1)  (2)  (3)  (4) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、UaO ₈ 粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{529} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 （単一ユニット） 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 （複数ユニット） 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5（含水率 1.6%）以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 （図臨配-2、図臨転-108）
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表へ設-17 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（作業室(2)）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {529} スクラップ貯蔵棚（粉末用） 第1類 スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1), (3)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1), (3)アンカーボルト： ： <input type="text"/> <input type="text"/> (M12×4本（新規）含む) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2), (4)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2), (4)アンカーボルト： ： <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量： 1,728kgU（SUS容器×108） [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-17	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-18 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（第2核燃料倉庫）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） {532} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）
設置場所		(1) 付属建物 第 2 核燃料倉庫 (2) 付属建物 第 2 核燃料倉庫
機器名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（第 2 核燃料倉庫） (1) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) (2) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 貯蔵量増加のため積載防止板を一部撤去し、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・ 貯蔵量増加のため積載防止板を一部撤去し、核的制限値を変更する。
員数		58 基 (1) 50 基 (2) 8 基
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-18
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{532} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 8.0kgU 以下/容器（下から 2 段目、5 段目） 質量 16.0kgU 以下/容器（下から 1 段目） 減速度 H/U=0.5（含水率 1.6%）以下 [4.2-設 1] 臨界安全性を臨界計算コードで確認した位置に、貯蔵棚を固定する。 [3.2-建 1(4 次)] 臨界隔離壁（第 2 核燃料倉庫領域）よりも高い位置に設置するユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要離隔距離以上離れた配置に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第 2 核燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

表へ設-18 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（第2核燃料倉庫）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {532} スクラップ貯蔵棚（粉末用） 第1類 スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) 部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2) 部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2) アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量： 41,472kgU（SUS容器×3,888）	
添付図	図へ配-4、図へ設-18	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-19 電動リフト 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{534} 粉末貯蔵設備 第 2 核燃料倉庫用電動リフト
設置場所	付属建物 第 2 核燃料倉庫	
機器名	粉末貯蔵設備 電動リフト	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	電動昇降式
	主要な構造材	別表へ設-19
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{534} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 (図臨台-1)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-19 電動リフト 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重: 250kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-19	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-20 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) {546} UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-20
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{546} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-98)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-20 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚 第1類 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 部材: [] [] 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,332kgU(ボート(焼結)×90)	
添付図	図へ配-2、図へ設-20	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-21 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{546} UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-21
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{546} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-99)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-21 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚 第1類 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 部材: <input type="text"/> 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 444kgU(ボート(焼結)×30)	
添付図	図へ配-2、図へ設-21	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-22 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) {546} UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-22
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{546} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-100)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-22 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [546] 圧粉ペレット一時貯蔵棚 第1類 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 511kgU(ポート(焼結)×69)	
添付図	図へ配-2、図へ設-22	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-23 ペレットラインコンベア(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {547} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(1)	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-23
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{547} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-23 ペレットラインコンベア(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {547} ペレットラインコンベア 第1類 ペレットラインコンベア(1)部材: [] ペレットラインコンベア(1)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-23	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-24 ペレットラインコンベア(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{547} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(2)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-24
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{547} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-101)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-24 ペレットラインコンベア(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [547] ペレットラインコンベア 第1類 ペレットラインコンベア(2)部材: [] [] ペレットラインコンベア(2)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-24	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-25 乗移台2 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{548} UO ₂ ペレット貯蔵設備 乗移台 2
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 乗移台 2	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	モーターローラー式
	主要な構造材	別表へ設-25
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{548} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-102)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-25 乗移台2 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {548} 乗移台2 第1類 乗移台2 部材: [] 乗移台2 アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠、ストッパー)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-25	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-26 ポート運搬台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{549} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ポート運搬台車	
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ポート運搬台車 (1) ポート運搬台車(1) (2) ポート運搬台車(2)	
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数		2 台 (1) 1 台 (2) 1 台	
一般仕様	型式	電動運搬式	
	主要な構造材	別表へ設-26	
	寸法 (単位: mm)	(1)	
		(2)	
	その他の構成機器	-	
その他の性能	-		
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット		
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{549} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスパーサーを設ける。また、レール上を走行させることで、単一ユニット間の間隔を維持する。 (図臨台-2)	
	安全機能を有する施設の地盤	-	

表へ設-26 ボート運搬台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設 8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-26	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-27 焼結ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{550} UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚	
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	
変更内容		変更なし	
員数		1 基	
一般仕様	型式	可動貯蔵式	
	主要な構造材	別表へ設-27	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	ボート(焼結)	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{550} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-103)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	

表へ設-27 焼結ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度により分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [550] 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)部材: [] [] 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)アンカーボルト: [] [] 分配コンベア架台部材: [] [] 分配コンベア架台アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,451kgU(ポート(焼結)×98)	
添付図	図へ配-2、図へ設-27	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-28 焼結ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{550} UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-28
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{550} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-99)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-28 焼結ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {550} 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)部材: <input type="text"/> 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 563kgU(ポート(焼結)×38)	
添付図	図へ配-2、図へ設-28	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-29 焼結ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{550} UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)
変更内容		改造 ・ 配置を変更して、耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-29
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{550} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-104)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-29 焼結ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {550} 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)部材: [] [] 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 511kgU(ポート(焼結)×96)	
添付図	図へ配-2、図へ設-29	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表へ設-30 ペレットラインコンベア(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{551} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(3)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-30
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{551} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-105)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-30 ペレットラインコンベア(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {551} ペレットラインコンベア 第1類 ターンテーブル部材: []、[] ターンテーブルアンカーボルト: []、[] (新規) ペレットラインコンベア(3)部材: []、[] ペレットラインコンベア(3)アンカーボルト: []、[] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-30	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-31 ペレットラインコンベア(4) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{551} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(4)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-31
	寸法(単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{551} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-106)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-31 ペレットラインコンベア(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [551] ペレットラインコンベア 第1類 ペレットラインコンベア(4)部材: [] [] ペレットラインコンベア(4)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-31	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-32 ボート（焼結）用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{552} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート（焼結）用台車(1)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート（焼結）用台車(1)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-32
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	{552} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー（15.5cm 以上）を設ける。 (図臨台-2)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-32 ボート（焼結）用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（専用収納部）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-32	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設 1を示す。

表へ設-33 ボート（焼結）用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{553} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート（焼結）用台車(2)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート（焼結）用台車(2)
変更内容		変更なし
員数		2 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-33
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{553} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー（15.5cm 以上）を設ける。 (図臨台-2)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-33 ボート（焼結）用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（専用収納部）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-33	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-34 スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{554} UO ₂ ペレット貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (ペレット用)
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) (1) スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) (1) (2) スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) (2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-34
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{554} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-107)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-34 スクラップ貯蔵棚（ペレット用） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {554} スクラップ貯蔵棚（ペレット用） 第1類 スクラップ貯蔵棚（ペレット用）(1), (2)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（ペレット用）(1), (2)アンカーボルト ： <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（落下防止バー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量： 356kgU/基（金属容器（ペレット）×24）	
添付図	図へ配-2、図へ設-34	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設 1を示す。

表へ設-35 金属容器（ペレット）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{555} UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器（ペレット）
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器（ペレット）
変更内容		改造 ・ 火災防止のため金属製に変更する。（ <input type="text"/> 製の従来容器はすべて廃棄する）
員数		30 個
一般仕様	型式	瓶型容器式
	主要な構造材	別表へ設-35
	寸法（単位：mm）	<input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{555} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-35 金属容器（ペレット） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 5] 容器は金属製とする。 [11.3-設 14] パッキンには難燃性樹脂を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がないよう容器やケーシングで覆う構造とする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-35	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-36 金属容器（ペレット）用台車(1) 仕様表（1/2）

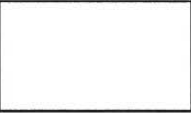
事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{556} UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器（ペレット）用台車(1)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器（ペレット）用台車(1)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-36
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	{556} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー（15.5cm 以上）を設ける。 （図臨台-2）
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-36 金属容器（ペレット）用台車(1) 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（専用収納部）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位（60mm）より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-36	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-37 仕上りペレット一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{557} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット一時貯蔵棚	
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット一時貯蔵棚 (1) 仕上りペレット一時貯蔵棚(1) (2) 仕上りペレット一時貯蔵棚(2) (3) 仕上りペレット一時貯蔵棚(3) (4) 仕上りペレット一時貯蔵棚(4)	
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 (2) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 (3) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 (4) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。	
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基	
一般仕様	型式	多段収納式	
	主要な構造材	別表へ設-37	
	寸法 (単位: mm)	(1)	
		(2)	
		(3)	
		(4)	
	その他の構成機器	ペレットトレイ	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{557} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-108)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	

表へ設-37 仕上りペレット一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {557} 仕上りペレット一時貯蔵棚 第1類 仕上りペレット一時貯蔵棚架台部材: <input type="text"/> 仕上りペレット一時貯蔵棚架台アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 980kgU(245kgU/基 ペレットトレイ×30)	
添付図	図へ配-2、図へ設-37	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{558} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚	
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室		
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚 (前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚 (後期型)		
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため改造した機器を新規に製作し更新する。 (2) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。		
員数	1 式 (1) 10 基 (2) 110 基 (3) 26 基		
一般仕様	型式	ローラーコンベア式	
	主要な構造材	別表へ設-38	
	寸法 (単位: mm)	(1)	
		(2)	
		(3)	
	その他の構成機器	ペレットトレイ	
その他の性能	-		
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット		
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{558} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	

表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (558) 仕上りペレット貯蔵棚 第1類 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)部材: [] [] 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)アンカーボルト: [] [] (新規) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型)部材: [] [] 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)部材: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 33,320kgU (245kgU/基 ペレットトレイ×30)	
添付図	図へ配-2、図へ設-38	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-39 仕上りペレット貯蔵棚用台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規登第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{559} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車(1) {560} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車 (1) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(1) (2) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	2 台 (1) 1 台 (2) 1 台	
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	別表へ設-39
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{559}、{560} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 仕上りペレット貯蔵棚 1 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-2)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-39 仕上りペレット貯蔵棚用台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設8] バッテリーが被水しないようバッテリーをカバー内に収納する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-39	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-40 ペレットトレイ用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規登第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{561} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットトレイ用台車(1)
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットトレイ用台車(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-40
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{561} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスパーサー(15.5cm 以上)を設ける。 (図臨台-2)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-40 ペレットトレイ用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(収納部扉)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-40	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設 1を示す。

表へ設-41 余剰ペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{562} UO ₂ ペレット貯蔵設備 余剰ペレット貯蔵棚	
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室		
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 余剰ペレット貯蔵棚 (1) 余剰ペレット貯蔵棚 (1) (2) 余剰ペレット貯蔵棚 (2) (3) 余剰ペレット貯蔵棚 (3) (4) 余剰ペレット貯蔵棚 (4)		
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。 (4) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。		
員数	4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基		
一般仕様	型式	多段式	
	主要な構造材	別表へ設-41	
	寸法 (単位: mm)	(1)	[Redacted]
		(2)	
		(3)	
		(4)	
その他の構成機器	金属缶		
その他の性能	-		
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット		
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{562} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-110)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	

表へ設-41 余剰ペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {562} 余剰ペレット貯蔵棚 第1類 余剰ペレット貯蔵棚部材: <input type="text"/> 余剰ペレット貯蔵棚アンカーボルト : <input type="text"/> M1 <input type="text"/> (新規) 含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止パイプ)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 3,124kgU (781kgU/基 金属缶×30)	
添付図	図へ配-2、図へ設-41	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-42 金属缶用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{563} UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(1)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(1)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-42
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{563} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-1) (図臨台-2)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-42 金属缶用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-42	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-43 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{579} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 燃料棒補修室
機器名		燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	横置保管式
	主要な構造材	別表へ設-43
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{579} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨配-119)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-43 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {579}燃料棒一時貯蔵棚 第1類 燃料棒一時貯蔵棚部材: <input type="text"/> 燃料棒一時貯蔵棚アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 881kgU (ロッドチャンネル×15)	
添付図	図へ配-2、図へ設-43	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-44 ロッドチャンネル用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{580} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(1)
設置場所	工場棟 成型工場 燃料棒補修室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-44
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{580} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-2)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-44 ロッドチャンネル用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-44	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-45 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{581} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	横置保管式
	主要な構造材	別表へ設-45
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{581} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-4、図臨組-22)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-45 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {581}燃料棒一時貯蔵棚 第1類 燃料棒一時貯蔵棚部材: <input type="text"/> 燃料棒一時貯蔵棚アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 881kgU (ロッドチャンネル×15) [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-45	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-46 ロッドチャンネル用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{582} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(2)
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(2)	
変更内容	改造 ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-46
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{582} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-3)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-46 ロッドチャンネル用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図へ設-46	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-47 ロッドチャンネル用台車(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{583} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)	
変更内容	改造 ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-47
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{583} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-3)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-47 ロッドチャンネル用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図へ設-47	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-48 燃料棒貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{584} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵棚	
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室		
機器名	燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵棚 (1) 燃料棒貯蔵棚(1) (2) 燃料棒貯蔵棚(2)		
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 ・ 耐震性向上のため機器の一部を取り外す。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 ・ 耐震性向上のため機器の一部を取り外す。		
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基		
一般仕様	型式	横置保管式	
	主要な構造材	別表へ設-48	
	寸法(単位:mm)	(1)	
		(2)	
	その他の構成機器	ロッドチャンネル	
	その他の性能	-	
取扱う核燃料物質の状態	燃料棒		
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{584} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-4、図臨組-23、図臨組-24)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表へ設-48 燃料棒貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {584}燃料棒貯蔵棚 第1類 燃料棒貯蔵棚部材: <input type="text"/> 燃料棒貯蔵棚アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-建1] 外部被ばく防止のため、厚さ3cm以上の鉄板を設置する。
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 22,551kgU/基(ロッドチャンネル×384)×2基 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-48、図へ設-49	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-49 トラバーサ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{585} 燃料棒貯蔵設備 トラバーサ
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 トラバーサ	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため部材を追加する。	
員数	1 台	
一般仕様	型式	移動式リフター型
	主要な構造材	別表へ設-49
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{585} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] レール上を走行させることで、単一ユニット間の間隔を維持する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-49 トラバーサ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {585}トラバーサ 第1類 トラバーサ部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重: 500kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようレールストッパーで止める設計とする。	
添付図	図へ配-3、図へ設-50	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-50 運搬車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{586} 燃料棒貯蔵設備 運搬車
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 運搬車	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため既設を撤去し改造した機器を設置する。 ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	移動搬送型
	主要な構造材	別表へ設-50
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{586} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 3] レール上を走行させることで、単一ユニット間の間隔を維持する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-50 運搬車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (586)運搬車 第1類 運搬車部材: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-51	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-51 燃料集合体一時貯蔵架台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{593} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体一時貯蔵架台
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体一時貯蔵架台
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		29 基
一般仕様	型式	燃料集合体自立保管式
	主要な構造材	別表へ設-51
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{593} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵架台を固定する。 [3.2-建 1 (4 次)] 臨界隔離壁 (第 2 核燃料倉庫領域) よりも高い位置に設置するユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要離隔距離以上離れた配置に制限する。 (図臨配-4、図臨組-25)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-51 燃料集合体一時貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {593}燃料集合体一時貯蔵架台 第1類 燃料集合体一時貯蔵架台部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料集合体一時貯蔵架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(上部支持枠)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 2,034kgU/基×29基 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-52	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-52 燃料集合体貯蔵架台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{595} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵架台
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵架台 (1) 燃料集合体貯蔵架台(1) (2) 燃料集合体貯蔵架台(2) (3) 燃料集合体貯蔵架台(3)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・高速増殖炉用ブランケット燃料用機器を撤去し燃料集合体用へ復元する。
員数		90 基 (1) 70 基 (2) 14 基 (3) 6 基
一般仕様	型式	燃料集合体自立保管式
	主要な構造材	別表へ設-52
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{595} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵架台を固定する。 (図臨配-4、図臨組-26、図臨組-27)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-52 燃料集合体貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {595}燃料集合体貯蔵架台 第1類 燃料集合体貯蔵架台(1)部材: []、[]、[] 燃料集合体貯蔵架台(1)アンカーボルト: []、[]、[](新規含む) 燃料集合体貯蔵架台(2)部材: []、[] 燃料集合体貯蔵架台(2)アンカーボルト: []、[]、[](新規) 燃料集合体貯蔵架台(3)部材: []、[]、[] 燃料集合体貯蔵架台(3)アンカーボルト: []、[]、[]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(上部支持枠)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 2,034kgU/基×72基、1,017kgU/基×17基、509kgU/基×1基 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-52	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-53 燃料集合体移送装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{596} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体移送装置
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体移送装置
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため既設を撤去し改造した機器を設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	旋回式
	主要な構造材	別表へ設-53
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{596} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-53 燃料集合体移送装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {596}燃料集合体移送装置 第1類 燃料集合体移送装置部材： <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料集合体移送装置アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-53	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-54 天井走行クレーン（組立北 4.8t） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン（組立北 4.8t）
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-54
	寸法	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{594} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下／収納部、燃料集合体輸送容器 1 基以下／収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-54 天井走行クレーン（組立北 4.8t）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {594}天井走行クレーン※1 第1類 天井走行クレーン（組立北 4.8t）主桁支持脚部材： <input type="text"/> 天井走行クレーン（組立北 4.8t）サドル支持脚部材： <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は破壊に伴う飛散物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する（定格荷重：4.8t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-54	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表へ設-55 天井走行クレーン（組立北 3t）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン（組立北 3t） 天井走行クレーン（組立北 3t）
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-55
	寸法	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{594} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下／収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-55 天井走行クレーン（組立北 3t）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {594}天井走行クレーン※1 第 1 類 天井走行クレーン（組立北 3t）主桁支持脚部材： <input type="text"/> 天井走行クレーン（組立北 3t）サドル支持脚部材： <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は破壊に伴う飛散物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する（定格荷重：3t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-55	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。